

会員各位

形成外科領域専門医制度，形成外科領域専門医制度細則，専門医生涯教育制度細則，形成外科領域指導医制度，形成外科領域指導医制度細則，皮膚腫瘍外科分野指導医細則の改定について

一般社団法人 日本形成外科学会
制度検討委員会
委員長 仲沢 弘明

2017年4月13日の通常総会にて形成外科領域専門医制度，形成外科領域専門医制度細則，専門医生涯教育制度細則，形成外科領域指導医制度，形成外科領域指導医制度細則，皮膚腫瘍外科分野指導医細則の一部が改定されましたので，ご報告申し上げます。

改正の理由：以下1.～5.については，日本専門医機構の専門医制度新整備指針に修正があったことに伴い，日本形成外科学会の専門研修プログラム整備基準及び形成外科領域専門医更新基準を変更したことによる

1. 形成外科領域専門医制度

新	旧
(専門研修基幹施設および専門研修連携施設の認定) 第4条 学会は専門医となるための修練に適した施設を専門研修基幹施設および専門研修連携施設として認定し，機構に報告した後に専門研修施設証を交付し，登録簿に登録する。	(専門研修基幹施設および専門研修連携施設の認定) 第4条 学会は専門医となるための修練に適した施設を専門研修基幹施設および専門研修連携施設として機構に推薦し，認定を受けた後，専門研修施設証を交付し，登録簿に登録する。

2. 形成外科領域専門医制度細則

新	旧
(認定施設認定委員会の構成) 第14条 制度第6条の認定施設認定委員会の構成は16名以内とする。	(認定施設認定委員会の構成) 第14条 制度第6条の認定施設認定委員会の構成は8名とする。

新	旧
<p>(研修の条件) 第19条 2 研修施設 形成外科専門研修については、<u>学会が認定し、機構に報告した専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設および研修連携候補施設とする。</u>地域に密着した形成外科医療を研修するための地域医療研修に関しては、<u>上記以外の施設についても専門研修プログラム内に明示した上で承認をうければ、地域医療研修施設として専門研修期間内の研修が認められる。</u>ただし、<u>専門研修基幹施設で最低6ヵ月の研修を必要とする。</u></p>	<p>(研修の条件) 第19条 2 研修施設 形成外科専門研修については、<u>学会が推薦し機構の認定を得た専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設とする。</u>地域に密着した形成外科医療を研修するための地域医療研修に関しては、<u>基幹施設や連携施設以外の施設についても専門研修プログラム内に明示した上で承認をうければ、専門研修期間内の研修として認められる。</u>ただし、<u>専門研修基幹施設で最低1年の研修を必要とする。</u></p>
新	旧
<p>(研修記録) 第20条 (3) (1) の症例は<u>専門研修プログラム内に明示してある施設で上級医師のもとで関与した者について認められる。</u>(2) の症例は、<u>専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設において指導医のもとで行った症例に限る</u></p>	<p>(研修記録) 第20条 (3) (1), (2) の症例は、<u>専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設で行った症例に限る</u></p>
新	旧
<p>(提出書類) 第21条 (4) <u>専攻医研修実績記録フォーマットおよび医師としての適性評価シート。基幹施設の長が異動あるいは不測の理由で証明できない場合、病院長あるいは後任者が一括して研修期間を認定することができる</u></p>	<p>(提出書類) 第21条 (4) <u>研修病院在籍証明書またはこれに代わるもの。認定施設の長が異動あるいは不測の理由で証明できない場合、病院長あるいは後任者が一括して研修期間を認定することができる</u></p>
新	旧
<p>(専門研修基幹施設申請資格) 第32条 形成外科領域における専門研修基幹施設の認定の資格は、以下の各項を充足するものとする。<u>形成外科過疎地域の県における医療機関などが形成外科を新設する場合には、専攻医採用時に申請資格を満たす見込みがあれば特別に基幹施設として認定する場合がある。</u><u>この場合認定後に学会が必要と判断する期間は、毎年学会による調査をうけるものとする。</u></p>	<p>(専門研修基幹施設申請資格) 第32条 形成外科領域における専門研修基幹施設の認定の資格は、以下の各項を充足するものとする。</p>

新	旧
<p>(研修連携候補施設および地域医療研修施設)</p> <p>第34条 専門研修基幹施設は研修連携候補施設を持つことができる。申請は第33条にいう専門研修連携施設と同様であるが、常勤の形成外科領域専門医が在籍していることを必須条件とする。<u>地域医療を研修するために研修プログラムに明記されているが常勤の形成外科領域専門医が在籍していない施設を地域医療研修施設とし、6ヵ月以内の研修期間であればプログラム上の研修期間として認定する。</u></p>	<p>(研修連携候補施設)</p> <p>第34条 専門研修基幹施設は研修連携候補施設を持つことができる。申請は第33条にいう専門研修連携施設と同様であるが、常勤の形成外科領域専門医が在籍していることを必須条件とする。<u>なお、研修連携候補施設における研修は形成外科専門研修において研修期間としては認められない。</u></p>
新	旧
<p>附 則</p> <p>この細則は平成30年4月1日より施行する。ただし、<u>平成27年以前に施行された医師国家試験合格者で平成32年度までの専門医申請者については平成25年3月施行された制度による。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この細則は平成29年4月1日より施行する。ただし、<u>平成26年以前に施行された医師国家試験合格者で平成32年度までの専門医申請者については平成25年3月施行された制度による。また第32条および第33条における形成外科指導医在籍の条件は平成33年度より適用し、それ以前は形成外科専門医の在籍で認められるものとする。</u></p>

3. 専門医生涯教育制度細則

新	旧
<p>第3章 生涯教育の基準となる<u>単位数</u></p> <p>(生涯教育基準の<u>単位数</u>)</p> <p>第8条 <u>診療実績、講習会、学会、研修会、その他への参加、学会発表、形成外科専門誌および関連医学専門雑誌への論文掲載等について施行細則の生涯教育基準点数にもとづき単位数が与えられる。</u></p>	<p>第3章 生涯教育の基準となる<u>点数</u></p> <p>(生涯教育基準の<u>点数</u>)</p> <p>第8条 学会、研修会、その他への参加、学会発表、形成外科専門誌および関連医学専門雑誌への論文掲載等について施行細則の生涯教育基準点数にもとづき<u>点数</u>が与えられる。</p>
新	旧
<p>(<u>単位数</u>の認定)</p> <p>第9条 生涯教育基準点数に記載されていないものの<u>単位数</u>については委員会に申請して<u>単位数</u>を認定してもらうことができる。</p>	<p>(<u>点数</u>の認定)</p> <p>第9条 生涯教育基準点数に記載されていないものの<u>点数</u>については委員会に申請して<u>点数</u>を認定してもらうことができる。</p>

新	旧
<p>(診療実績)</p> <p>第13条 領域専門医更新に際しては、所定の様式に従った診療実績を提出し、審査を受けるものとする。診療実績によって得られる単位数は5年間で10単位とする。<u>なお3回以上専門医更新を行った者については、4回目以降の更新審査において診療実績の提出を免除し、合計40単位分の提出でよいものとする。</u></p>	<p>(診療実績)</p> <p>第13条 領域専門医更新に際しては、所定の様式に従った診療実績を提出し、審査を受けるものとする。診療実績によって得られる単位数は5年間で10単位とする。</p>
新	旧
<p>(学術業績等)</p> <p>第16条 学会参加(5年間で最大6単位)や学会発表、専門誌への論文掲載に関しては、所定の事項を記載して申告する。これらの学術業績等によって得られる単位数は5年間で<u>最小6単位最大15単位</u>までとする。</p>	<p>(学術業績等)</p> <p>第16条 学会参加(5年間で最大3単位)や学会発表、専門誌への論文掲載に関しては、所定の事項を記載して申告する。これらの学術業績等によって得られる単位数は5年間で<u>最小3単位最大10単位</u>までとする。</p>
新	旧
<p>附 則</p> <p>1 この細則は<u>平成29年</u>4月1日より施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この細則は<u>平成27年</u>4月1日より施行する。</p>

4. 形成外科領域指導医制度

新	旧
<p>(形成外科領域指導医の認定)</p> <p>第5条 学会は、第3条および第4条に定める分野指導医資格もしくは特定分野指導医資格を複数有し、1回以上形成外科領域専門医の更新を行った者に対して、本人の申請に基づいて審査したうえで形成外科領域指導医として認定し、形成外科領域指導医認定証を交付し、形成外科領域指導医登録原簿に登録する。</p>	<p>(形成外科領域指導医の認定)</p> <p>第5条 学会は、第3条および第4条に定める分野指導医資格もしくは特定分野指導医資格を複数有し、<u>学会の定める指導医講習を受講の上</u>1回以上形成外科領域専門医の更新を行った者に対して、本人の申請に基づいて審査したうえで形成外科領域指導医として認定し、形成外科領域指導医認定証を交付し、形成外科領域指導医登録原簿に登録する。</p>

5. 形成外科領域指導医制度細則

新	旧
<p>(形成外科領域指導医の申請資格) 第10条 (1) 形成外科領域専門医の資格を有し、1回以上更新を行った者 (2) 指導医制度第3条の分野指導医、第4条の特定分野指導医のうちから複数の分野指導医資格を有する者 ただし日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は(1)の条件のみで専門研修指導医として認めるものとする。</p>	<p>(形成外科領域指導医の申請資格) 第10条 (1) 形成外科領域専門医の資格を有し、1回以上更新を行った者 (2) 日本専門医機構の認定する指導者講習会を受講している者 (3) 指導医制度第3条の分野指導医、第4条の特定分野指導医のうちから複数の分野指導医資格を有する者 ただし日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は(1)、(2)の条件のみで専門研修指導医として認めるものとする。</p>
新	旧
<p>附 則 1 この細則は平成27年4月1日より施行する。 2 第10条に定める暫定期間は平成35年3月末日までとする。</p>	<p>附 則 1 この細則は平成27年4月1日より施行する。</p>

6. 皮膚腫瘍外科分野指導医細則

改正の理由：申請時の簡便化のため

新	旧
<p>第5条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。 (1) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること (2) 本学会が定めた研修施設において、一定期間皮膚腫瘍外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表していること</p>	<p>第5条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。 (1) 日本国の医師免許を有していること (2) 形成外科領域専門医（日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては日本形成外科学会専門医）の資格を有していること (3) 本学会が定めた研修施設において、一定期間皮膚腫瘍外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表していること</p>